5　名簿記載者公告番号　ＱＩ―131（ヒラリオン・デル・ロザリオ・サントス三世（HILARION DEL ROSARIO SANTOS Ⅲ））

⑴　変更前

氏名　ヒラリオン・デル・ロザリオ・サントス三世（HILARION DEL ROSARIO SANTOS Ⅲ）

別名　⒜アクマド・サントス（Akmad Santos）　⒝アフメド・イスラム（Ahmed Islam）　⒞アフマド・イスラム・サントス（Ahmad Islam Santos）　⒟アブ・ハムサ（Abu Hamsa）　⒠ヒラリオン・サントス三世（Hilarion Santos Ⅲ）　⒡アブ・アブドゥッラー・サントス（Abu Abdullah Santos）　⒢ファイサル・サントス（Faisal Santos）　⒣ラカイ（Lakay）　⒤アキ（Aki）　⒥アキ（Aqi）

名簿に記載された年月日　2008年６月４日（2011年12月13日及び2016年10月25日に改訂）

その他参考となるべき事項　ラジャ・ソレイマン運動（ＱＥ―52）の創始者及び指導者であり、アブ・サヤフ（ＱＥ－２）と関係がある。2011年５月時点でフィリピンにおいて拘留されている。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年５月13日に終了した。

⑵　変更後

氏名　ヒラリオン・デル・ロザリオ・サントス（HILARION DEL ROSARIO SANTOS）

別名　⒜アクマド・サントス（Akmad Santos）　⒝アフメド・イスラム（Ahmed Islam）　⒞アフマド・イスラム・サントス（Ahmad Islam Santos）　⒟ヒラリオン・サントス三世（Hilarion Santos, Ⅲ（third））　⒠ヒラリオン・デル・ロザリオ・サントス三世（Hilarion Del Rosario Santos, Ⅲ（third））　⒡アブ・アブドゥッラー・サントス（Abu Abdullah Santos）　⒢ファイサル・サントス（Faisal Santos）　⒣ラカイ（Lakay）　⒤アキ（Aki）　⒥アキ（Aqi）　⒦アブ・ハムサ（Abu Hamsa）

名簿に記載された年月日　2008年６月４日（2011年12月13日、2016年10月25日及び2017年９月22日に改訂）

その他参考となるべき事項　ラジャ・ソレイマン運動（ＱＥ―52）の創始者及び指導者であり、アブ・サヤフ（ＱＥ－２）と関係がある。2011年５月時点でフィリピンにおいて拘留されている。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年５月13日に終了した。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/1523805に写真が含まれている。

6　名簿記載者公告番号　ＱＩ―168（ウマル・パテク（UMAR PATEK））

⑴　変更前

名簿に記載された年月日　2011年７月19日（2012年２月23日に改訂）

その他参考となるべき事項　フィリピン及びインドネシアにおける多発テロ攻撃の計画及び資金調達に関与したジュマ・イスラミーヤ（ＱＥ―27）の上級メンバー。アブ・サヤフ（ＱＥ－２）へ訓練を提供した。2012年２月時点でインドネシアにおいて拘留されている。

⑵　変更後

名簿に記載された年月日　2011年７月19日（2012年２月23日及び2017年９月22日に改訂）

その他参考となるべき事項　フィリピン及びインドネシアにおける多発テロ攻撃の計画及び資金調達に関与したジュマ・イスラミーヤ（ＱＥ―27）の上級メンバー。アブ・サヤフ（ＱＥ－２）へ訓練を提供した。2012年６月に、2002年のバリ島爆弾テロ事件における同人の役割に対して有罪判決を受け、20年の拘禁刑を言い渡された。2015年５月時点でインドネシアにおいて拘留されている。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/un/4173385に写真が含まれている。

○外務省告示第三百五十八号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十九年外務省告示第三百四十四号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十九年九月二十二日及び十月四日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（ｂ）、第千三百三十三号８（ｃ）、第千三百九十九号２（ａ）、第千九百八十八号１（ａ）、第千九百八十九号１（ａ）、第二千二百五十三号２（ａ）及び第二千二百五十五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十日

外務大臣　河野　太郎

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表）	（別表）
１．～366.　［略］	１．～366.　［同左］
367. ユノス・ウムパラ・ムクリス（別名：⒜ムクリス・ユノス⒝ムクリス・ユノス⒞サイフッラー・ムクリス・ユノス⒟サイフッラー・ムクリス・ユノス⒠ハッジ・オーノス） YUNOS UMPARA MOKLIS (a.k.a.: ⒜Muklis Yunos ⒝Mukhlis Yunos ⒞Saifullah Mukhlis Yunos ⒟Saifulla Moklis Yunos ⒠Hadji Onos) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1966年７月７日 出生地：Lanao del Sur, Philippines 国籍：フィリピン 旅券番号：不明 ＩＤ番号：不明	367. ユノス・ウムパラ・ムクリス（別名：⒜ムクリス・ユノス⒝ムクリス・ユノス⒞サイフッラー・ムクリス・ユノス⒟サイフッラー・ムクリス・ユノス⒠ハッジ・オーノス） YUNOS UMPARA MOKLIS (a.k.a.: ⒜Muklis Yunos ⒝Mukhlis Yunos ⒞Saifullah Mukhlis Yunos ⒟Saifulla Moklis Yunos ⒠Hadji Onos) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1966年７月７日 出生地：Lanao del Sur, Philippines 国籍：フィリピン 旅券番号：不明 ＩＤ番号：不明